

佐賀県訓令甲第5号

本 庁  
現 地 機 関

佐賀県衛生薬業センター処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県衛生薬業センター処務規程等の一部を改正する訓令

(佐賀県衛生薬業センター処務規程の一部改正)

第1条 佐賀県衛生薬業センター処務規程(昭和37年佐賀県訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第2条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)~(7) 略  <u>(8)~(10)</u> 略 2 略	(所長の専決事項) 第2条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)~(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)~(11)</u> 略 2 略

(佐賀県立虹の松原学園処務規程の一部改正)

第2条 佐賀県立虹の松原学園処務規程(昭和32年佐賀県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(園長等の専決事項) 第3条 園長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)~(7) 略  <u>(8)・(9)</u> 略	(園長等の専決事項) 第3条 園長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)~(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)・(10)</u> 略

改正前	改正後
2・3 略	2・3 略

(佐賀県窯業技術センター処務規程の一部改正)

第3条 佐賀県窯業技術センター処務規程(昭和30年佐賀県訓令甲第32号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第6条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(7) 略  (8)・(9) 略 2・3 略	(所長の専決事項) 第6条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)・(10) 略</u> 2・3 略

(佐賀県林業試験場処務規程の一部改正)

第4条 佐賀県林業試験場処務規程(昭和50年佐賀県訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(場長の専決事項) 第6条 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略  (8)～(10) 略 2・3 略	(場長の専決事項) 第6条 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(11) 略</u> 2・3 略

(佐賀県土木事務所処務規程の一部改正)

第5条 佐賀県土木事務所処務規程(昭和29年佐賀県訓令甲第19号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>( 所長の専決事項 )</p> <p>第 3 条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p><u>(4)の2</u> 略</p> <p>(5) ~ (41) 略</p> <p>2 ~ 5 略</p>	<p>( 所長の専決事項 )</p> <p>第 3 条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p><u>(4)の2</u> 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</p> <p><u>(4)の3</u> 略</p> <p>(5) ~ (41) 略</p> <p>2 ~ 5 略</p>

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。